



中 山 慎 也

₹227-0062 横浜市青葉区青葉台2-2-5 松本ビル5F TEL 045 (984) 1551 (R) FAX 045 (984) 3389

# (師走) DECEMBER

日	•	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	31
木	4	18	•
金	5	19	
±	6	20	•
日	7	21	•
月	8	22	
	U	22	
火	9	23	
火水	-		
	9	23	۰
水	9 10	23 24	•
水木	9 10 11	23 24 25	•

## 12月の税務と労務

国 税/給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時

国 税/給与所得者の次の申告書の 提出

> ·基礎控除申告書 兼 配偶者控 除等申告書 兼 特定親族特別 控除申告書 兼 所得金額調整 控除申告書

・保険料控除申告書

·住宅借入金等特別控除申告書 今年最後の給与を支払う前日

国 税/11月分源泉所得税の納付

12月10日

- 国 税/10月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)1月5日
- 国 税/4月決算法人の中間申告

1月5日

国 税/1月、4月、7月決算法人の 消費税の中間申告(年3回 の場合) 1月5日

地方税/固定資産税(都市計画税) 第3期分の納付

市町村の条例で定める日

労 務/健康保険・厚生年金保険被 保険者賞与支払届

支払後5日以内

## ワンポイント G ビズ ID

補助金申請や社会保険手続、各種認可申請など、対応した手続 に1つのID・パスワードでログインできる事業者向け共通認証シ ステム。今後、法人についてGビズIDを用いてe-Taxにログイン することが可能となる予定です。なお、この場合には電子署名や 電子証明書の送信不要で手軽に利用できるようになります。

頁図 中に毎月支払った給与や賞 (以下 「 まず、 年 -末調整 に示します。 「給与等」)と、天引きし 社員に対して令和7 近の基本: 的 にな流 n を 与 年 次

お、

すの非

で、ご注意ください。

扶い異

正

年

末

調

整

0)

流

りな基とせ0階超

的に控除  $\begin{array}{c} 2 \\ 5 \\ 0 \end{array}$ 

0 万 0 除

円 0 は

で、 万円 従

2 以 4 下

00 計

0 場所

万合得

円は金

歴額が減少し、○
の方円以下の場合

2 5 合

は

0 段

基礎控除額が改正されました。とおり、合計所得金額に応じてせんでした。これが次頁表2の0万円超の場合は適用がありま

の基礎控除や給与所得の基礎控除や給与所得の基礎控除や給与所得要件の改和8年1月以後の源息のが得要件の改成を表示のがありますのでに変更がありますのでは、特定親族等の所得要件の改成があります。今年は Ė -末調 整 虚認しま ず。

額

来、



を 税年 祝額を比 行 11 ・ます。 枕額と1 足額の精め源泉徴

算 収

見直し 基礎控:

除

給与

所

得

控

除

0)

通不足ぎ

を乗じて年調年税額を計算しまに年調所得税額に102・1%て年調所得税額を算出し、さら課税所得金額に所得税率を乗じ と課税 た社 された各 を給 計します。 与所 1会保険 計算した後、 所得控除の額(下表1 所得金額を計算します。 7得控除6 種 料 申 P 告 後 源 書 社員から提出 **冰泉徴収** 0) 内 容を基 税 ·参照) 額

出金

を

### 所得控除の種類と年末調整の可否 表 1

所得控除	可否	控除額	
社会保険料控除	0	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額	
小規模企業共済等掛金控除	0	掛金の合計額	
生命保険料控除	0	① 一 般:旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ② 個人年金:旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ③ 介護医療:最高4万円 ※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用(最高5万円)を受けることができます。	
地震保険料控除	0	地 震:最高5万円 旧長期損害:最高1万5千円 合計で最高5万円	
寡婦控除	0	27 万円	
ひとり親控除	0	35 万円	
勤労学生控除	0	27 万円	
障害者控除	0	障害者 1 人につき 27 万円 特別障害者 1 人につき 40 万円 同居特別障害者の場合は 75 万円	
配偶者控除	0	一般の控除対象配偶者:最高 38 万円 老人控除対象配偶者:最高 48 万円	
配偶者特別控除	0	最高 38 万円	
扶養控除	0	(1) 一般の控除対象扶養親族 38 万円 (H22.1.1 以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人) (2) 特定扶養親族 63 万円 (H15.1.2 ~ H19.1.1 生まれ) (3) 老人扶養親族 同居老親等以外:48 万円 (S31.1.1 以前生まれ) 同居老親等 :58 万円	
特定親族特別控除	0	最高 63 万円 (表 3 参照)	
基礎控除	0	最高 95 万円 (表 2 参照)	
雑損控除/医療費控除	×	_	
寄附金控除	×	注 ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有	

## 図 年末調整の流れ

- 給与・社会保険料・徴収税額の集計
- 給与所得控除後の給与等の金額の計算 1
- (3) 課税給与所得金額の計算
- (4) 年調所得税額の計算
- (5) 年調年税額の計算
- 過不足額の精算

い 色 族 い 58 満 を

る

及

白

専

事はい万の一特

過納額の還付 ・不足額の徴収

円親に

各種申告書の受理と内容確認

- (1) 扶養控除等(異動)申告書
- (2) 基礎控除申告書
- (3) 配偶者控除等申告書
- 特定親族特別控除申告書
- 所得金額調整控除申告書 (5)
- 保険料控除申告書
- (特定增改築等) 住宅借入

金等特別控除申告書

親 族 特 別 除 0) 創 設

かは住

が和

泉

対

給整末引低 等の整 Ŀ. 進 8 金めは る 額の n 55 の給改ま 表与正し 表与止し、 なに得の り基控 一 今 65 まづ除年回万は、 い後末の円 す

て勤特親親 き保給い労別の族 ま 学 控 生 ・ 障与 のたでげ額所す生除計同 らが得のののを一 いで、 控 所 対一生 万除 得 円に 要 す配 注 件なる偶 かつ 意 5 W \$ る子者 た 改配・ 7 正偶配ひ 3 さ 者 偶 11 ての調年に最 (° 1

 $(2)\sim(5)i\pm$ 1枚の用紙です

里が超 する族まる 最 の特 定 7 族 0) 親 居 従 子 1 高 定 で、年と と者とし し特63族 をただ 2 住 親度 定  $\bar{3}$ 齢はた。 定万の合 者族の 合 親 みし万 のを税 19 族 計 こ円 計 **下** 7 歳居 族 有制 1 所 所 給配の以 以住 特 所 す改 人 〒得 偶場 別 得 与 上者 る正 3 業の者合の金23と 控 金 金場 で、 9 支やの人額歳生 除 額 額合 3, 照 従払青親をが未計 13 等に居 が

創を応そ

7

設 控 じ 0) 5

除

トさ

定

#### 表2 令和7・8年分の基礎控除額

合計所	基礎控除額			
	132万円以下	95万円		
132万円超	336万円以下	88万円		
336万円超	489万円以下	68万円		
489万円超	655万円以下	63万円		
655万円超	2,350万円以下	58万円		
2,350万円超	2,400万円以下	48万円		
2,400万円超	2,450万円以下	32万円		
2,450万円超	2,500万円以下	16万円		
2,500万円超	·	0円(適用なし)		
(x) 1 ケ明にナリスジナス 1 以内立 1 ナ 4 A ト の 4 M 年 以 2 0 0 0				

注 1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000 万円を超える人は、年末調整の対象ではありません。

た親除伴たを申。族等い。記集 記告令 令 特載書和 を申 和 記告令定すに 7 8 載書和親 Ź は年 年 す に 8 族 分 1 るは年特 と 控ま 月 こ、分別 分別 と源以控 分別に除 で 以 な対の 後 泉後除 っ象扶 0) 控ののて 扶 養 事 控 務

親 とさ 族 は れ除扶創い養 ま対養設 ま親除 ①し象控にし族等

に対 下親者 な象の族を で場の除 n まは合合き じます す なは計 特所 定 得 親金 下 養族額 同 控特が じ。 除 別 58 の控万 対除円 象の以

ŋ

#### 特定親族特別控除額 表3

特定親族の	合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	63万円
85万円超	90万円以下	61万円
90万円超	95万円以下	51万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円

さ 額い1 表て目れま めをは以また、 ま 使 後し 用令にた源 し和支の泉 8 払 て、 で徴 年う 収 分べ令税 源 泉 源き和額 徴 泉給8表 収徴与年が 税収に1改

額税つ月正

し泉数す円計ち住控 まな、人で、一番と対して、一番を対して、一番を対して、一番を対して、一番を対して、一番を対して、一番を対して、一番を対して、一番を対して、一番を対して、一番を対して、一番を対して、一番を対して、一番を対して、 す 除 人下得齢と対 0 対源をの金が生象 象泉い人額19計扶 報がは、 が 歳 を 義 親控い が歳を養 族除まの58以一 の対すい万上に族 。ず 臼 23 す 数象 を 配扶れ超歳る又 基 偶養か1未親は 者親に0満族 に と族該0での2 算 定源の当万合う居

# 極めて高い水準の所得に対する 負担の適正化に係る措置

所得税は原則として最高45%の累進課税方式が採用されていますが、株式や不動産などの譲渡に係る所得については分離課税として15%の所得税が課税されます。税負担の公平性を確保する観点から、おおむね平均的な水準として30億円を超える高い所得を対象として、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が令和5年度税制改正で導入されました。

この措置は令和7年分の所得から適用されるもので、①通常の所得税額と、②合計所得金額から特別控除額(3.3億円)を控除した金額に22.5%を乗じた額を比較し、②の金額が①の税額を超える場合に、その超える額を申告納税するというものです(算式参照)。

このとき②の合計所得金額は、総所得金額及び株式や土地・建物の譲渡といった分

① 通常の所得税額

- ②(合計所得金額-3.3億円)×22.5%
- ◆②が①を上回る場合に限り、差額分 を申告納税

離課税の各種所得金額を合計したものをいいます。退職所得も含めて判定することも注意点です。なお、確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含みます。ただし、スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外になります。また、その年分の所得税について適用する特別控除額を適用した後の金額になります。

この制度の適用の有無と税額の計算については、「特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 兼 税額計算書」を用います。なお、予定納税の減額申請手続きをする場合にも同じ計算書を使用しますが、申告納税見積額の計算では退職所得金額は含まないこととされています。

# 家華社宅とは

で計算します。ただ外の住宅に分け、一種により小規模なは、その賃料相当額は、その て宅 が 料 給与として課税され 社会通 る 柏 社宅と認 に社宅を貸与する 当 額 き使用 華 念上一 を受け 社宅 ただし、 その社宅の め 般に 5 住宅とそれ以 取 のれ 定の計算式 相当す 貸与され な だませ その社 床 涌い

面積がのおります。 動積がのおります。 取得価質 取 2 額 て 4 が は、いた設備 役員個人の 賃 0 華 ていないプールなどの的な賃貸住宅などには 勘案して判定します。状況など各種の要素を m を超 額 料 脱や支払 わ など か 0 ㎡以下であっても、して判定します。床など各種の要素を総支払賃貸料の額、内 ゆ えるも る が し か 豪華 ある るも などの (V  $\mathcal{O}$ ま には設置 しく  $\mathcal{O}$ いうち、 面 設備 積 つ反

## 12月の税務 ピックアップ

## 固定資産税の納税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産などの固定資産を所有している人にかかる市町村税です。

固定資産税を納める時期は、自治体によって異なりますが、東京都23区の場合は、6月・9月・12月・2月の年4回です。口座振替、スマートフォン決済アプリやクレジットカードなどのキャッシュレス納税をすることができる自治体も多くあるようです。

固定資産税は1月1日現在、固定資産の 所有者として、固定資産課税台帳に登録されている人が、固定資産税の納税義務者に なります。したがって、仮に1月2日以後 に所有権の移転が行われても、納税義務の は変更されません。不動産の売買などる に固定資産税を日割りなどで精算すること がありますが、これは法律上規定されている ものではなく、あくまでも売買などの 事者間の合意により行われるものです。